

まちづくりキャッチフレーズ

あふれる笑顔 豊かな緑

交流とふれあいのまち倉吉



くだがゆ 生田の管粥

すいたに 生田・水谷さん宅

管粥は倉吉市生田集落に伝わる、旧暦 1 月 15 日の小正月に行われる粥占いの伝統行事で、市の無形民俗文化財に指定されています。

粥占いは、竹筒に入った粥の量で農作物の豊凶を占うもので、古くは各地で行われていましたが、現在では、県内でこのような行事を伝えているのは大山町と生田だけです。今年は 2 月 11 日から 12 日にかけて行われました。

始めに、八幡神社のこもり堂に神男と生田の関係者が集り、米と、作物の名前を書いた直径 2.5cm の竹筒 12 本を、神男にお告げがあるまで大羽釜はがまで一緒に炊き続けます。そのあと民家に持ち帰り、翌朝、竹筒を割って中に詰まった粥の量で新しい年の作柄を占います。

今年は、平年並み以上で「豊作」という結果でした。

●主な内容●

- 第 10 次倉吉市総合計画…………… 2～3
- 介護保険制度の改正…………… 4～5
- 国民健康保険・老人保健…………… 6～7
- 倉吉市長選挙…………… 8
- ハート・バリアフリー…………… 9
- 国民年金保険料は口座振替で…………… 10
- 障害者自立支援法…………… 11
- 遥かな町へ／真庭市との意見交換会 …… 12
- インフォメーション…………… 13～15
- 健康ファイル…………… 16～17
- どうぞ・どうぞ／きてみてね
/ 地区の話題…………… 18

2006 3・1

◆基本計画に記載している主な内容は次のとおりです。

[現状]

施策の現状を正しく把握するとともに、課題を認識するために、行政評価を活用しながら、現状を数字で表現しています。

これで、現在、どのような状況にあるのか、どこに課題があるのかをわかるようにしました。

[課題]

施策の目的を達成するためには、現状をどのように変えなければならないのかを記載しています。

施策の課題を解決するためには、行政だけでなく、市民の皆さんと、この課題を共有し、それぞれの役割分担をもって、解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

[施策の方針(目的)]

対象	だれ(何)を対象としているのかを記載しています。
意図	対象がどのような状態になる(する)のがよいのかを記載しています。
成果指標	現状がどれほど意図の状態に近づいたのかを表すための指標を記載しています。

[期待される市民、事業者等との協働]

まちづくりや行政運営は、行政だけでなく、市民の皆さんと共に行うことが必要不可欠であるという観点から、市民や事業所の方々に取り組んでいただきたい事項について記載しています。

例) 廃棄物の減量と適正処理

- ・排出ごみの減量対策への取り組み
- ・再生品の使用などによる資源の再利用への取り組み

まちづくりの重点課題

「若者の定住化促進」

まちづくりの重点課題とは、将来都市像の実現のために全市的な観点から取り組むべき重要な課題をいいます。第10次総合計画では、重点課題として「若者の定住化促進」を位置づけ、計画期間内に、この課題解決に向け関連する取り組みを積極的かつ重点的に進めるものです。

◆重点課題「若者の定住化促進」とは

安定的な就業場所の確保や企業誘致の推進という雇用創出の観点だけでなく、商業や観光、福祉などのさまざまな領域にわたり、若者の視点に立ち、本市を担う若者にとって住みやすく、かつ、魅力あるまちづくりを進めることで、市内に住み続けてもらうという定住化を促進し、本市の生産年齢人口(15～64歳)の維持を図るとともに、地域経済の活性化につなげていくことを目的とするものです。

◆関連する取り組み(重点施策)

- 雇用の維持と確保
- 商工業の振興
- 地域資源を活用した観光の振興
- 子育て支援の充実
- 市街地の整備



＜総合計画策定の経過＞

第10次総合計画の策定にあたり、次のような作業を行いました。

①住民説明会と策定情報の公開
基本構想素案について、市内5会場で住民説明会を開催しました。この説明会では多くの意見などが出され、基本構想素案にも反映しています。

また、総合計画策定の取組状況などは、随時、ホームページで公開するとともに、パブリックコメントも合わせて実施しました。

②市民意識調査の実施

総合計画策定にあたり、市民の皆さんの生活実態や問題意識を把握し、施策などの現状を把握するため、市民意識調査を実施しました。

③策定委員会の開催

策定委員会では、総合計画の柱となる施策の組み立てを中心に議論を重ね、総合計画(原案)を策定しました。なお、策定委員会は、市職員(幹部層)で構成されています。

④審議会の開催

総合計画審議会は、各分野の代表や今回、初めて募集した市民公募委員など45人で構成しています。市長からの諮問を受け、計画原案の内容を審議し、市長に答申しました。

⑤第10次総合計画の策定

総合計画審議会の答申を受け、最終的に市議会定例会での議決を経て、平成17年12月に第10次総合計画を策定しました。

[用語解説]

●行政評価とは

まちづくりの課題を解決するために設定した施策体系(施策-基本事業-事務事業)に基づき、行政活動を成果重視の視点で評価し、その結果を改革改善に生かしていく制度。

※詳しくは、3月15日号の市報と合わせて配布する概要版をご覧ください。

人と自然と文化がつくる 「キラリと光る新中核都市」

合併後初めての倉吉市まちづくり計画

「第10次倉吉市総合計画」が4月からスタートします。

総合計画とは、まちづくりの目標である将来都市像を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、体系的かつ計画的に事業を進めるとともに、市民が一体となってまちづくりを進めていくための指針となるものであり、倉吉市の最上位の計画です。

第10次倉吉市総合計画は、平成18年度から平成27年度の10年間を期間とする「基本構想」と平成18年度から平成22年度の5年間を期間とする「基本計画」で構成されています。

【基本目標】

- 1 環境にやさしく快適で安全なまちづくり
- 2 快適な暮らしと交流を支えるまちづくり
- 3 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり
- 4 豊かな心と文化を育むまちづくり
- 5 地域特性を活かした活力あるまちづくり
- 6 ともにつくる協働と交流のまちづくり

基本構想とは

基本構想は、合併協議会で策定された「新市建設計画」を基本としながら、まちづくりの基本理念に基づき、将来都市像を次のとおり定めています。

人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」

これは、市民一人ひとりが、まちに誇りと愛着を持って、いきいきと安心して住み続けることのできるまちをめざしていくものであり、この実現に向けて6つの基本目標を位置づけています。

基本計画とは

基本計画は、将来都市像の実現をめざして、市政全般にわたる施策を体系化するとともに、全市的な観点から分野横断的かつ総合的に推進すべき重点課題で構成されています。

計画策定にあたっては、行政評価の活用を前提に進め、実効性のある計画を念頭に置きながら取り組んでまいりました。

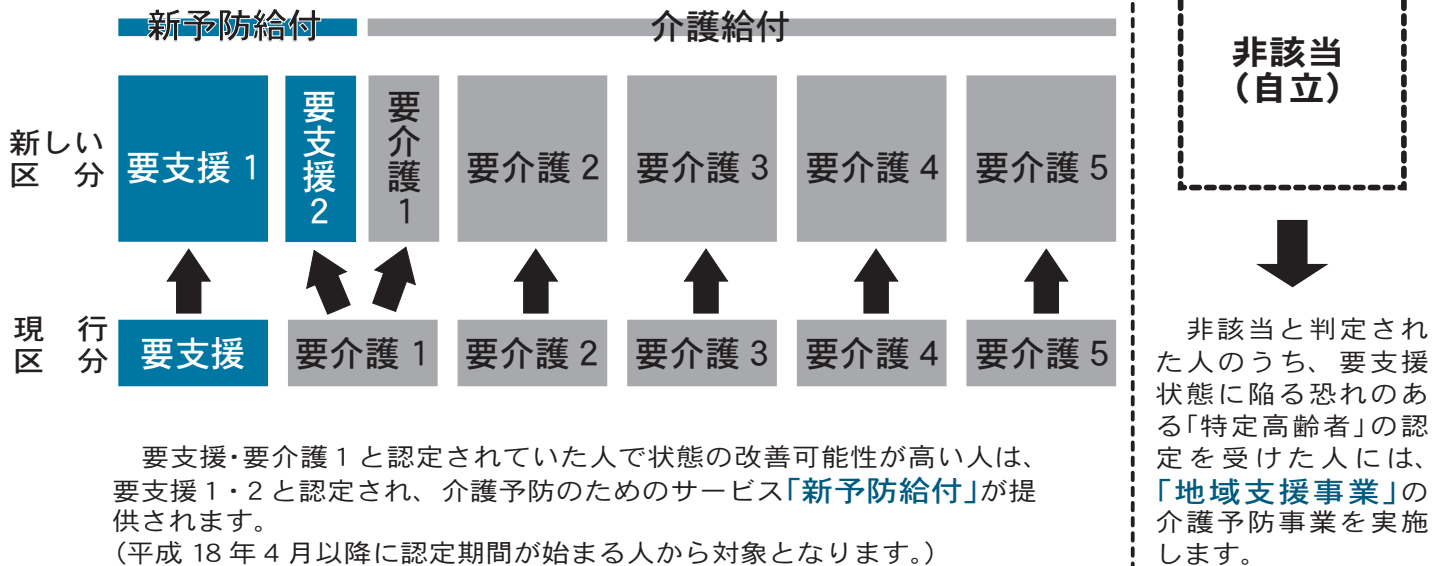
行政評価活用の特徴としては、施策の目的(だれ、何を対象に、何を意図して行うのか)と成果指標を明確にした上で、現状と課題を把握するとともに、その施策の目的達成に向けた基本的な取り組みや課題解決のために重要となる「期待される市民、事業者等との協働」で表現しています。

また、これまでの計画では「いつまでに、どこまでするのか」という具体性に欠けていた部分もありましたが、行政評価の活用で、計画期間中の目標値を設定しています。

要介護 1 の区分が変わります

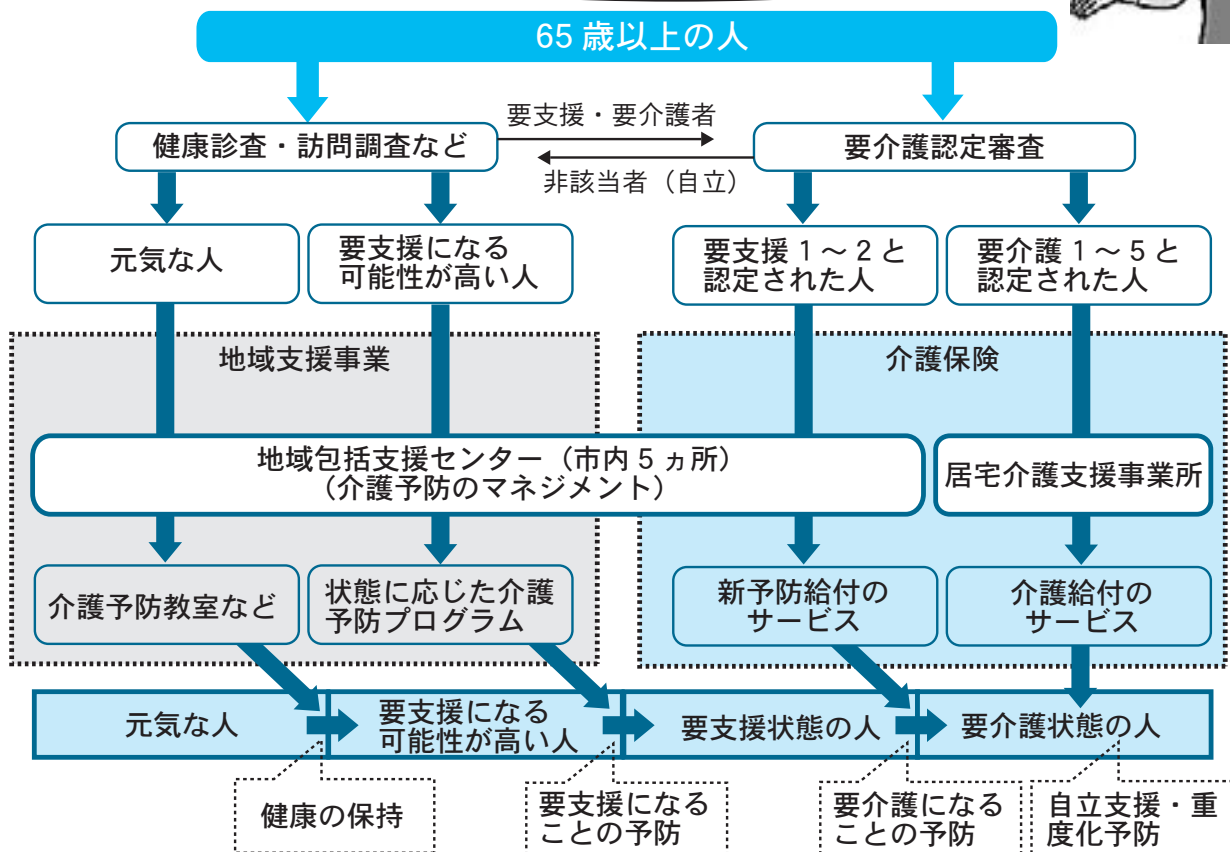


【保険給付と要介護状態区分】



いきいきと暮らせるために

サービス利用までの流れは



倉吉市の介護保険の現状は

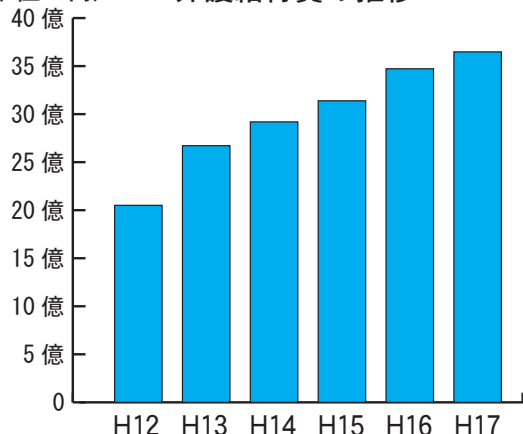


●これまでの保険給付の状況

平成12年度にスタートした介護保険制度は順調に市民に浸透したことによって、要介護認定者数や、それに伴う保険給付がこの5年間で急激に伸びています。

とくに、軽度(要支援・要介護1)の認定を受けている人の増加があきらかになっています。

(単位：円) 介護給付費の推移



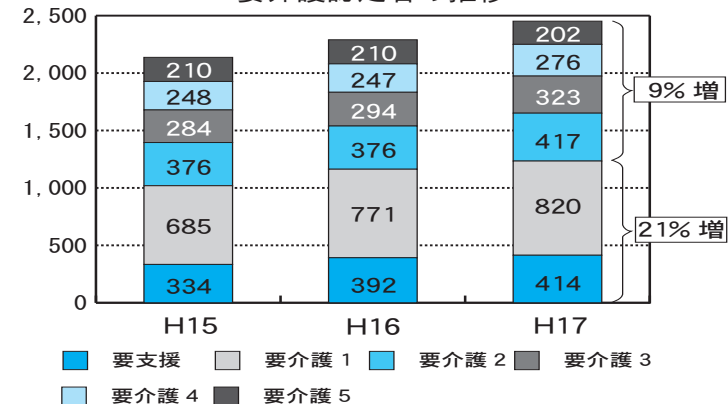
●制度見直しの方向性

介護が必要になりそうな人、状態の維持・改善が見込める人には、介護予防を目的としたサービスが提供されることになりました。

●要介護認定者の状況

全国的に増加している軽い要介護認定の人には、生活が不活発になり、心身の機能が衰えて介護が必要となった場合が多いとされており、この方々への介護予防が必要です。

(単位：人) 要介護認定者の推移



高齢者のみなさんがいつまでも

平成18年4月から 介護保険制度が変わります

新しい介護予防の取り組みです

地域支援事業と 新予防給付



地域支援事業

介護が必要になりそうな人に、介護予防のための事業を実施します。

●要介護認定を受けていない人にも、いつまでも元気で暮らしていただくため、早い段階から適切な介護予防のメニュー(運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケアなど)に基づく事業を実施します。

●基本健康診査や訪問調査などを実施して、心身の機能が衰えてきている人に対して、介護予防事業を実施します。また、総合的な相談や権利擁護なども行い、地域で暮らす被保険者を支援します。

新予防給付

軽い要介護状態の人で、状態の維持・改善の可能性が高い人に提供されます。

●従来のサービス内容が見直され、たとえば訪問介護では、ホームヘルパーが利用者と一緒に食材の買い物に行ったり、一緒に料理をしたり、自立した暮らしを続けられるよう支援します。

●新しいサービスが導入されます

- ・栄養状態が適切でない人には
⇒献立作成や配食などの栄養改善
- ・立ち上がりや歩行が不自由な人には
⇒筋力や関節などの機能向上
- ・食物をかみ砕くことや飲み込みが不自由な人には
⇒歯科衛生士などによる指導